

○吉沢章子委員 おはようございます。私は、一問一答で4項目について伺ってまいります。まず初めに、認可外保育園における事故について、2番目に環境に優しい災害に強いまちづくりについて、3番目に地球温暖化対策について、4番目に生活保護費の適正実施についてでございますけれども、なるべく4番目までは行きたいと思っておりますけれども、時間の都合で、もしかしたら4番目に行けないかもしれないので、健康福祉局長、御了承お願いいたします。

では、質問に移ります。まず、認可外保育園における事故についてこども本部長に伺います。歳出の4款3項1目認可外保育施設援護事業に関連して、認可外保育園における事故についてこども本部長に伺います。先日、市内の認可外保育園において、乳幼児が頭蓋骨を骨折するという痛ましい事故が起きました。発生から現在までの経過と、保育園の報告における法的義務及び本市の指導権限について伺います。

○星 栄こども本部長 認可外保育施設の事故についての御質問でございますが、初めに、市内の認可外保育施設で発生した事故についてでございますが、本年6月に、施設の外での散歩中に保育士がゼロ歳の児童をおぶって保育していたところ、誤って地面に落下させ、頭部を負傷させてしまうという事故が発生しております。7月に入り、保護者からの電話連絡により本市が事故の事実を把握したところでございまして、直ちに施設から事故報告書の提出を求め、特別立入調査を実施し、事実確認及び改善指導を行い、あわせて保護者に誠意を持って対応するように指導を行ったところでございます。

次に、事故報告の法的義務等についてでございますが、国が認可外保育施設指導監督の指針を定めておりまして、その中で、死亡、重傷事故及び食中毒事案等の重大な事故が生じた場合は、速やかに報告させることと規定されているところでございまして、認可外保育施設に対しまして、これに基づき指導を行っているところでございます。以上でございます。

○吉沢章子委員 認可外保育園と保護者との契約は、いわゆる民民のものでございます。しかしながら、これは保護者からの電話連絡により本市が事故を知ったということでございまして、保育緊急5か年計画により、待機児童ゼロを目指す本市としては、民間と協働しつつ、施策展開をしているところなんですけれども、市の窓口で責任を持って紹介して補助金も出している市が、速やかな事故報告を義務づけるのは至極当然であると考えます。今後、提出を求めるべきと考えますが、見解を伺います。また、立入調査についての現状及び今後の取り組みについて伺います。

また、保護者が子どもを保育園に入園させたい理由はさまざまでございます。窓口に来るときは、できれば早く入園させたいという状況ではないでしょうか。さまざま保育園がございまして、認定保育園、認可保育園、認可外、おなかまなどございますけれども、このさまざまある保育園については説明しているということでございますけれども、市の関与の度合いも含めて、さらにわかりやすい窓口での説明の工夫が必要であると考えますが、あわせて見解を伺います。

○星 栄こども本部長 認可外保育施設の事故報告等についての御質問でございますが、初めに、事故報告についてでございますが、国の指導監督の指針に基づき、事故報告書の提出を指導しているところでございますが、現在のところは事故報告を行う期限までは定めておりませんので、児童の安全により配慮する観点から、今後、期限を定めて報告を行

うよう指導してまいりたいと考えております。

次に、立入調査についてでございますが、指導監督の指針の中で、通常の入立調査につきましては、年1回以上行うことと定められておりますので、これに基づき、通告を行った上で調査を実施しているところでございます。また、通常の入立調査の結果、後追い調査が必要と判断した場合には、抜き打ちで調査を行い、さらに、重大な事故が発生した場合には、特別立入調査を実施しているところでございます。今後、調査の実施の方法等について、さらに検討を重ね、より児童の安全が図られるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、保育施設の説明についてでございますが、保育施設につきましては、利用希望者が就労や家庭の状況を踏まえ、施設の場所や内容等を考慮した上で、利用の有無を含めて選択するものでございますことから、各区役所の窓口において、保育施設の一覧を掲載している保育所入園案内を配布し、選択に当たっての情報を提供しているところでございます。また、保育所入所不承諾通知を送付する際にも、施設紹介のお知らせを同封しているところでございます。今後も、利用者からの問い合わせに適切に対応するとともに、市が運営等についての指導を行っていることも含めて、広報媒体を活用しながら施設の説明を行い、安心して保育サービスが利用できるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 期限を定めて報告を行うよう指導してまいりたいということですので、ぜひこれはよろしくお願ひしたいと思います。待機児童ゼロを目指す余り、質の担保が損なわれては本末転倒であります。私が議会で求めてまいりましたこども局は、何よりも子どもそのものの幸せのために設置すべきと申し上げてまいりました。数字の達成は決して目標ではなくて、その先にある大目的を達成するための手段にすぎません。この場合、数字の先にあるものは、すべての子どもたちの幸せのみであります。大人の思惑でもなければ、親の利便性でもありません。常にそのコンセプトを心に定めて、私たち大人が知恵を出し合って、最大限の努力をしなければならないと考えます。こども本部長を初め、子ども施策にかかわるすべての職員にそのような心構えで望んでいただきますように、これは強く要望を申し上げさせていただきます。

次の質問に移ります。環境に優しい災害に強いまちづくりについてでございます。私は、みずからの公約として、建築家としての視点から、環境に配慮した災害に強いまちづくりを推進するということを掲げまして、環境に優しいまちが災害に強いまちであるとの信念のもと、今まで何度となく議会で提案をしてまいりました。ここに、私が選挙のときに使ったリーフレットがあるんですが、この中に公約として掲げております。この第2番目、4つの柱のうちの1つでございますけれども、その進捗状況について検証し、新たな提案をすべく伺わせていただきます。

まず、環境局長に伺います。建築物環境配慮制度—C A S B E E川崎について、届け出件数とそのうちの公共建築物の数について伺います。あわせて、C A S B E E川崎の独自性及び今後の方向性について伺います。また、屋上及び壁面緑化の進捗状況について、民間と公共の双方をお示しくください。さらに、施策推進における今後の取り組みについての見解を伺います。

○鈴木純一環境局長 環境に優しいまちづくりについての御質問でございますが、建築物環境配慮制度につきましては、平成18年10月に建築物環境配慮制度を施行して以来、本年

9月までの2年間に届け出は103件でございます、そのうち公共建築物につきましては、小中学校が5件、市営住宅が2件となっております。

また、本市におけるC A S B E E川崎の独自性といたしましては、1つ目として、本市の地域性を踏まえ、緑の保全回復、地球温暖化防止対策の推進、資源の有効活用による循環型地域社会の形成、ヒートアイランド現象の緩和に重点を置いた環境配慮項目を設定しておりますこと、2つ目といたしまして、分譲共同住宅について、販売広告に環境性能表示を掲載することによって優良な建築物が評価されるようにしたこと、3つ目として、本制度の届け出対象規模である延べ面積5,000平方メートル以下のものでも自主的に届け出ができる仕組みとしていることでございます。

今後につきましては、この制度の評価手法など技術の進展や情勢の変化に対応が図られるよう、ライフサイクルCO₂など、評価の仕組みについて研究してまいりたいと存じます。

次に、屋上・壁面緑化についてでございますが、公共施設における屋上・壁面緑化の進捗状況は、平成19年度に実施した調査によりますと51の施設で実施されておまして、屋上緑化は23施設、面積は約5,000平方メートルとなっております。壁面緑化は28施設となっておりますが、実施してから2年程度の施設が多く、植物の成長途中にあることから把握しづらい状況となっております。また、民有地における進捗状況につきましては、屋上緑化等助成制度により、平成19年度末で81件、面積で約6,000平方メートルとなっているところでございまして、公共施設と民有地を合わせますと、1ヘクタールを超える面積の緑が建築物に創出されております。

今後につきましては、屋上・壁面緑化は、都市のヒートアイランド現象の緩和、都市景観の向上、生物多様性の保全の観点など、さまざまな効果があることから、引き続き公共施設における設置に努めるとともに、民有地については、助成制度のPRを初め、緑化推進重点地区等の区域内における屋上・壁面緑化の普及を促進するため、新たに緑化施設整備計画認定制度の実施に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○吉沢章子委員 C A S B E E川崎が2年間で103件、特に小中学校は5件ということは、環境教育の観点からも評価するところでございます。今後は、CO₂削減効果を検証していただくなど、さらなる施策の充実を要望いたします。

また、屋上緑化として、官民合わせて1ヘクタールを超える緑が創出されたことを評価いたします。私の平成16年9月の質問に対する当時の環境局長答弁では、公共建築物の屋上緑化はわずか39平方メートルでした。現在は、御答弁では約5,000平方メートルということですので、しつこく申し上げてきたかいはあるなと思っております。今後、緑化施設整備計画認定制度の実施に取り組むとのことでございますが、この制度は、都市緑地法に定められている国の施策であり、緑化重点地区における税制優遇の制度であります。メリットとして固定資産税の特例措置があり、最大で課税標準5年間2分の1ということですのでございますから、これは緑化の推進にとっては非常に役立つ施策でございますので、速やかに整備をしていただいて、年内にも制度が開始できますように要望させていただきたいと思っております。

次に、建設局長に伺います。市域面積の約1割を占める道路において、水害対策や環境対策として、雨水を土に返す透水性舗装について促進を提案してまいりましたけれども、

現在の進捗状況及び平成19年度の整備状況について伺います。また、車道部への導入は、強度が不足し難しいとされる中で、いわゆる生活道路への導入について見解を伺います。あわせて、本市の全道路面積に占める生活道路のおおむねの割合をお示してください。また、現在の課題と今後の展望についても見解を伺います。

○齋藤力良建設局長 透水性舗装についての御質問でございますが、初めに、進捗状況等についてですが、現在、本市におきましては、歩道部について、地下水の涵養や街路樹の育成に資するために、補修や改修時にあわせて可能な限り透水性舗装を実施しており、平成19年度末までの施工面積は、累計で約34万平方メートルとなっております。このうち、平成19年度におきましては、県道川崎府中や世田谷町田などにおいて約2万1,600平方メートルの整備を実施いたしました。

次に、生活道路への透水性舗装の導入についてでございますが、車両が頻繁に通行する部分においては、長期にわたる耐久性や浸透効果の維持などの観点から、現在、国などで効果の検証が行われているところでございます。したがって、自動車交通量の比較的小さい生活道路への導入につきましては、一つの取り組みであると考えておりますが、生活道路は市民生活に密着した都市基盤でございますことから、雨水の地下浸透による路盤の安全性や、土壌、地下水への影響などについても検証していく必要があると考えております。また、生活道路の占める割合についてでございますが、幅員5メートル以下のいわゆる生活道路の舗装面積は、平成19年4月1日現在で約316万平方メートルとなっており、道路全体の舗装面積約1,594万平方メートルに対し、約2割を占めております。

次に、今後の展望についてでございますが、地球規模の気象変動や環境に対する国民の意識が急速に高まる中で、道路など社会基盤の整備において、環境への配慮は大変重要な課題であると認識しております。これらを踏まえ、新実行計画において、地球環境問題などの新たな社会的要請に対応する今後の道路整備のあり方の検討を位置づけたところでございまして、今後、この取り組みの中で透水性舗装の取り扱いについても検討してまいります。以上でございます。

○吉沢章子委員 御答弁では、検証していただけるということでございます。道路全体の舗装面積の約2割が生活道路ということでございますので、これは非常に大きな施策になると思います。生活道路への導入をされている都市もあると伺っております。道路整備のあり方を検証するには、机上の理論ばかりではなくて、現場での実証実験が必要であると思います。モデル地区を指定して考察することが有効であると考えますので、提案してこれは要望させていただきたいと思っております。

次に、まちづくり局長に伺います。私は、まちづくり局の持っている技術者の職業能力というものをもっと創造的に使っていただきたいと思っております。建物単体での可能性はもとより、都市計画における災害・環境対策という命題は、多くの建築家が答えをそれぞれ模索し、発信しているように、建設局、環境局と連携して、まちづくり局からぜひ発信していただきたいと思っております。

建物単体としては、豪雨などに対応して、公共建築物が一定時間雨水をプールして時間差で排水するというのを今しております。このように、ハード系だからできることはほかにもあると考えます。現在、建物単体としての環境貢献としては、C A S B E Eが最も有効であると考えますが、C A S B E E川崎について、まちづくり局としての現在及び今

後の取り組みについて見解を伺います。さらに、今後の都市計画における提案についての見解もあわせて伺います。

○篠崎伸一郎まちづくり局長 環境に優しい災害に強いまちづくりについての御質問でございますが、まず、公共建築物の建設につきましては、都市を形づくる重要な施設として位置づけ、環境に配慮するとともに、災害発生時にも市民生活を守るための役割を担うことも想定した上で計画しております。大雨などの際には、河川などの増水を抑制するため、一定規模以上の施設の建設に際し、雨水を一時貯留することによって、洪水被害が発生しないよう、建物の地下や校庭や駐車場などを利用した雨水流出抑制施設の建設に努めております。また、公共建築物の建築時における環境配慮への取り組みにつきましては、延べ面積2,000平方メートル以上から自主的にC A S B E E川崎に準拠して計画することとしております。今後は、こうした事例を積み重ねながら、そのデータを検証し、環境性能の向上に結びつく施設の計画に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、都市計画における災害・環境対策につきましては、本市の拠点地区等における土地利用転換に合わせて、交通広場や道路等の都市基盤の整備を進めるとともに、地区計画等による土地利用の適切な誘導によりオープンスペース等を確保し、災害に強い都市づくりを進めてまいりました。さらに、緑化の推進や生産緑地等の指定により、防災に資する緑のネットワークの形成などを推進しており、引き続き関係局と連携をとりながら、これらの施策を推進してまいります。

次に、都市計画制度につきましては、我が国が抱える地球温暖化などの新たな環境問題の対応を初めとして、現在、国土交通省において都市計画制度の抜本の見直しを進めているところでございます。本市といたしましては、新たな都市計画制度の国への提案について、関係局と連携しながら研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 C A S B E E川崎への自主的な取り組み—これは2,000平方メートル以上ですね。自主的にやっつけらっしゃるということです。また、現場における地道なデータを積み重ねて、環境性能の向上に結びつけたいという姿勢を評価したいと思います。都市計画制度における国への提案もこのような技術者魂で取り組んでいただき、ぜひ机上で終わらない制度設計に一石を投じていただきますように期待し、要望させていただきます。

次に、環境局長に伺います。環境に優しい災害に強いまちづくりについて、環境局としてどう取り組んでいくのでしょうか。例えば、数値目標は、先ほど申し上げましたけれども、達成が目的ではなく、その先の大目的のための手段にすぎません。市民の安心・安全のためにも、地球環境にどう貢献していくのかが問われています。

私は、平成17年10月、平成18年6月の議会で環境配慮における都市のランドデザインを構築すべきと指摘してまいりました。今、本市では地球温暖化対策条例が策定されようとしております。私は、理念のみならず、実際の行動として実現可能なハード面での条例整備が必要であると考えますが、見解を伺います。そのためには、まずこのテーマでまちづくり局、建設局と話し合い、実現可能なルールを模索すべきであると考えますが、あわせて見解を伺います。

○鈴木純一環境局長 地球温暖化対策条例についての御質問でございますが、温暖化対策につきましては、御指摘のとおり、まちづくりの視点を含め、自治体として総合的な取り組みを推進していく必要があると考えております。このたび改正されました温暖化対策推

進法におきましても、地方公共団体における実行計画に定めるものとして、緑地その他の地域環境の整備、改善が盛り込まれたところでございます。あわせて、都市計画など温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策については、地方公共団体実行計画と連携して、温室効果ガスの排出の抑制等が行われるように配慮するものと定められたところでございます。こうした法改正の趣旨も踏まえながら、計画の実効性を担保する仮称温暖化対策条例の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、計画を実施していくためには、ハード面を含め、全庁的な取り組みが不可欠ですので、関係局と連携してまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 ぜひ実効性のあるものにしていただきますように要望させていただきます。

次の質問に移ります。次に、地球温暖化対策について伺います。地球温暖化対策は多岐にわたります。今取り上げたハード面での整備も一つの切り口でありますけれども、あわせて環境に対する啓発活動など、ソフト面の充実や将来に向けた取り組みも肝要であります。

私は、先日、多摩区の民家園通り商店会の夏まつりにおいて、リユース食器を使った環境貢献を提案し、商店会の皆様やボランティアの方々に御協力をいただいて実行することができました。それがこのリユースカップなんですけれども、これを、例えば生ビールは350円で売るんですが、それに100円をプラスさせていただいて450円でお渡しして、おかわりは自由にさせていただくということで、そして、また最後に、終わったときに返していただいて、100円をお返しするというデポジットというシステムなんです。これで、民家園通り商店会で御協力いただいてやることができたんですけれども、これは、その後、政務調査の一環として検証して、効果について考察をいたしました。結果、データの的には600個のリユース食器を使用し、紛失は9個、回収率は98.5%と非常に高かったんですね。この場所は、施設内ではなくて道路という空間の中で、行き来が自由という場所のリスクを考慮すれば、またさらに非常に驚くべき数字であると考えております。であるということは、市民の環境に対する意識がとても高いということにもつながると思います。実際、その使っていた方々には、環境に貢献したいというすごく強い思いを感じましたし、特に子どもたちの意識の高さには目をみはるものがございました。このリユース食器は、区民祭等で導入されるようなんですけれども、このような市民への啓発活動についての取り組みと今後について環境局長に伺います。

また、大人は、むしろ意識が高くて純粹に行動できる子どもたちから学ぶべきではないかと考えます。子どもから学ぶという視点での取り組みについて、あわせて見解を伺います。

○鈴木純一環境局長 地球温暖化対策についての御質問でございますが、リユース食器についてでございますが、地球環境に優しい持続可能な環境型のまちを目指す取り組みとして3Rを推進しておりまして、リユース食器の活用はごみの減量、また、繰り返し使うことで地球温暖化防止にも寄与するものでございますことから、平成17年4月に策定いたしました川崎市一般廃棄物処理基本計画において、環境教育、環境学習の促進に向けた施策の一つとして、リユース食器やマイカップの普及について位置づけております。昨年度から地域のイベントでリユース食器の普及啓発に取り組んでおり、今年度は多摩区民祭や多

摩川での定期的なイベント、国際ハーフマラソン等でリユース食器を活用してまいります。

今後につきましても、環境学習の一環として、小学生を対象とした出前ごみスクールや町内会等を対象としたふれあい出張講座、また市のホームページ等、多くの媒体を活用し、広く普及啓発を図ってまいりたいと存じます。

次に、子どもに学ぶという視点からの取り組みについてでございますが、地球温暖化対策については、多くの子どもたちが実践に取り組んでいるところでございます。夏休みに家族ぐるみで省エネに取り組む夏休みエコライフ・チャレンジやブレーメン通り商店街の1店1エコ運動における子どもの視点で取り組みをチェックするエコ調査隊、さらに子ども会議において、みずからの実践に基づくエコ活動の促進や提言が行われております。また、ことしの7月に開催いたしました子ども環境ミーティングにおきましても、地球温暖化防止への中学生たちのみずからの取り組みや活動の報告がございました。こうした子どもたちのできるるところからできることをするという目線や活動を通じて、学校、家庭、地域へ取り組みが広がることが大切でございます。

今後とも、このような子どもたちの活動を積極的に支援してまいります。むしろ私たち大人も身近なところから率先して取り組むことも大変重要であると考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 子どもたちから学ぶということでございますけれども、これは教育委員会ともぜひ協力をしながら施策を推進していただきたいと思っております。

続けて、環境局長に伺いますけれども、本市は、将来への取り組みとして新エネルギービジョンを示し、環境技術による貢献を掲げています。太陽光発電はグリーン電力の推進からもCO₂削減の大きなテーマの一つですが、その普及のためには電気を売るのではなくて蓄電するということが大変重要であると考えますが、環境局長に見解を伺います。

○鈴木純一環境局長 蓄電技術についての御質問でございますが、太陽光発電や風力発電は天候に影響されるエネルギーであるために、発電量の変動を平準化することや、大量に普及した場合、電力系統への影響を緩和することにおいて蓄電技術は有効な技術であると言われております。また、発展途上国におきましては、電線が敷設されていない地域において、太陽光発電と蓄電池がセットになったシステムが導入されることで、夜間の照明やテレビの視聴が可能となりますことから、国際貢献に寄与する技術でもございます。

本市におきましても、高性能蓄電池などの先端環境技術を有する事業所の立地が予定されておりますので、これを契機にいたしまして、研究開発を促し、川崎市の地球温暖化対策をさらに推進することは、川崎の環境技術の集積を生かした産業振興と国際貢献になりますことから、今後、関係局と連携して推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 環境局長の御答弁にございましたように、先般、本市の臨海部である水江町の公共用地に大型リチウムイオン電池製造企業の進出が発表されました。こうしたリチウム電池を実用化し、太陽光や風力などの自然エネルギーによる電気の蓄電が可能となり、コスト等の課題が克服されれば、一気に普及促進につながり、本市の掲げる環境技術による国際貢献はもとより、経済効果及び川崎市の価値そのものが高まると考えます。新エネルギー施策を連携し推進すべきであると考えますが、総合企画局長に見解を伺います。

○三浦 淳総合企画局長 太陽光発電など新エネルギー施策の推進に向けた取り組みにつ

いての御質問でございますが、太陽光発電やリチウムイオン電池につきましては、国際社会での地球温暖化対策への取り組みに対する機運の高まりや石油価格の高騰を契機に、技術革新や事業化に向けたニュースが毎日のように報道されているところでございます。

本市におきましては、水江町の公共用地を対象に、臨海部の産業再生・活性化を目的とする川崎市企業誘致・産業立地促進計画に基づき事業者を公募し、大型リチウムイオン電池を製造するベンチャー企業の進出が決定したところでございます。太陽光発電とリチウムイオン電池がセットになったシステムの普及につきましては、本市といたしましても、これからの地球温暖化対策の取り組みとして、大変重要な課題として認識しております。このたび、本市に大型リチウムイオン電池を製造する企業が進出することを受けまして、市と連携した取り組みの可能性について検討を進めているところでございます。今後は、こうしたシステムを公共施設に設置することを検討するとともに、民間の住宅や事業施設、交通ターミナル施設などへの普及促進に向けまして、関係局の施策展開と連携をしながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、温暖化対策への取り組みは、行政だけではなく、市民や事業者と連携しながら推進していくことは大変効果的であると考えており、こうした川崎発の取り組みや環境技術が、市内のみならず、首都圏を初め国内、さらには国際社会で生かされることにより、地球温暖化対策に貢献できるよう進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 よろしくお願ひいたします。今、最も取り組まなければならないことの一つが、見える化と言われております。エコは大事、何かしたい、でも何がどれだけ地球に貢献されるのかわからない、どれだけCO₂は削減されるのかなど、よくわからないのが本音ではないでしょうか。地球環境に貢献しているのだとだれもが実感できるわかりやすい指標をつくり、楽しく行動できる後押しをすることが重要であると考えます。本市の見える化への取り組みについて環境局長に伺います。

○鈴木純一環境局長 CO₂の見える化についての御質問でございますが、市民の方々の一人一人が排出しているCO₂を認識され、具体的な削減を推進していく上で、CO₂の見える化は非常に重要でありますことから、家庭での省エネの取り組みとしてエアコンの温度設定を1度下げることや照明器具をかえることなどについて、夏休みエコライフ・チャレンジや家族みんなでCO₂削減にチャレンジで実施しているところでございます。今後とも、具体的なメニューごとのCO₂削減量を示すなどして、市民にわかりやすい取り組みを拡充してまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 難しいことをわかりやすくして伝えるということは、とても難しいことだと思います。しかしながら、人は実感が伴わないとなかなか行動し続けることができません。見える化についてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

さまざま伺ってまいりましたけれども、大事なことは、先ほども申し上げましたけれども、大きな目的のために一人一人が知恵を出し合い、創造性を持って取り組み、実現していくことでございます。だれかから力で奪い取り、利益をむさぼるような経済システムが破綻を来していく今日、価値観は変化しています。もはや今までのセオリーは通用なくなっています。本市のハード、ソフト両面の施策が地球環境に貢献し、人を幸せにする、全国、そして世界をリードする取り組みとなるよう、すべての局職員に要望させていただ

きます。

もちろん、私自身もこれからも知恵を絞って提案して、行動してまいります。それこそが私のコンセプトである未来に対して責任を持つCSRであることを申し上げて質問を終わりたいと思いますが、健康福祉局長、申しわけございません。後ほど、私どもの山崎委員が生活保護費については質問すると思いますので、譲って質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。